



2021年9月30日放送

## 厚生労働省アワー 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめと今後の薬剤師・薬局のあり方について

厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課  
永井 智美

今回は、厚生労働省において、薬剤師の養成や資質向上などについて議論された検討会のとりまとめが本年6月に公表されましたので、その内容と今後の薬剤師・薬局に求められることをお伝えいたします。

薬剤師に関して、薬学教育6年制課程が平成18年に開始されて以降、求められる役割が変化してきています。具体的には、地域包括ケアシステムの一員としての薬剤師の対応、医療機関におけるチーム医療の進展、平成27年に策定された「患者のための薬局ビジョン」を踏まえた、かかりつけ薬剤師・薬局の推進、令和元年12月に公布された改正薬機法における薬剤師・薬局の機能強化などが挙げられます。

このような状況を踏まえ、今後の薬剤師のあるべき方向性を検討するため、昨年7月に「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」を設置して議論いたしました。薬剤師の今後の需給動向のほか、薬学教育から国家試験、免許取得後の資質向上に関することなど、幅広い内容を対象として約1年間の議論をおこない、本年6月にとりまとめを公表しました。

本日は、本とりまとめの内容について簡単にご説明します。

### 薬剤師が目指すべき姿

まず、薬剤師の従事先は薬局、医療機関のほか製薬企業、行政機関など幅広くありますが、従事先ごとに今後の薬剤師が目指すべき姿がまとめられています。本日は薬局と医療機関に関してご紹介いたします。

薬局においては、「患者のための薬局ビジョン」や法改正に基づき、医療・介護関係機関との連携、在宅医療への対応など、かかりつけ薬剤師・薬局の普及や機能充実化などの取組をより進めていく必要があります。また、健康への関心や正しい理解を促し、病気の予防や

健康づくりに関与する取組も必要です。加えて、感染症対策などの公衆衛生の対応も求められています。現在は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種体制への協力や、自宅療養・宿泊療養者へ必要な医薬品を提供することなども重要な役割です。

また、医療機関においては、チーム医療の推進により、多職種と連携しながら病棟の薬剤業務を充実させることが求められており、医薬品の専門家である薬剤師が薬物療法に積極的に関わっていくことが必要です。また、入退院時等におけるシームレスな薬学的管理を実践するため、地域の薬局等の関連機関や機能の異なる医療機関との連携に係る業務にも今後関与していく必要があります。このような連携を進めるにあたっては、電子処方箋等の取組や電子版お薬手帳の利用など、ICT を活用した薬剤師の業務を積極的に考えることが必要となります。これは、薬局においても同様です。

### 薬剤師の需給推計

次に、とりまとめでは、薬剤師が今後目指すべき姿の業務を行ったと想定して、薬剤師の将来のニーズや新たに輩出される薬剤師数等を考慮した薬剤師の需給推計を行ったので、その内容を紹介します。

需要推計にあたっては、薬剤師の従事先の多くを占める薬局と医療機関について、現在と同程度の業務を行った場合と、先ほど述べたような今後目指すべき姿に基づき、業務が充実する場合の2通りを仮定して推計しました。供給推計にあたっては、現在の薬剤師数の将来推計及び今後新たに薬剤師となる人数の推計を基にした場合と、今後の大学進学予定者数の減少予測を踏まえ人口減少を考慮した場合の2通りを仮定して今後25年間について推計しております。

需給推計の結果、薬剤師の総数としては、概ね今後10年間は、需要と供給は同程度で推移しますが、将来的には需要が業務充実により増加すると仮定したとしても、供給が需要を上回り、薬剤師が過剰になることが示されました。当面は高齢化の影響などにより薬を必要とする患者が増えますが、将来的には人口減少の影響を大きく受けることにより患者が減少してしまうことが要因です。つまり、薬剤師業務の充実と資質向上に向けた取組が行われない場合は、需要が減少し、供給との差が一層広がることになると考えられます。

このように、全国の総数としては過剰になると推計している一方で、現時点では地域偏在等により特に病院を中心として薬剤師の不足感が生じています。今後も地域による高齢化や人口減少の影響が異なるため、地域偏在解消の取組も必要となります。

### 提言：「薬剤師の養成等」「薬剤師の業務・資質向上」

ここまでお話ししたような今後の薬剤師に求められる役割や需給推計の結果を踏まえ、本とりまとめの中で「薬剤師の養成等」と「薬剤師の業務・資質向上」について提言をまとめています。

まず「薬剤師の養成等」についての提言には大きく分けて3つのポイントがあります。

一点目として、養成に関しては、6年間で卒業し国家試験に合格できる学生は入学者の6割程度であり、大学によってその差が大きいという課題があります。これを受け、提言では、将来的に薬剤師が過剰になると予想される状況下では、教育の質の向上に資するよう、入学定員数の抑制も含め、適正な定員規模のあり方や仕組みなどを早急に検討し、対応策を実行すべき、とされました。併せて、さきほどの偏在の課題がありますので、今後も薬剤師の業務実態の把握、継続的な需給推計を行い、薬剤師の確保を含め、地域偏在等の課題への対応も含めた検討に活用すべきとされています。

二点目の、薬学教育に関しては、薬学教育モデル・コアカリキュラムの見直しを検討する際には、本とりまとめの今後の薬剤師が目指す姿を踏まえたカリキュラムとすべきとされました。具体的には、臨床に関する内容、介護分野の内容、地域住民の健康増進を図るための内容、感染症や治療薬・ワクチンに係る内容、コミュニケーション能力に係る内容についても、さらに充実すべきとされています。加えて、研究能力を持つ薬剤師の育成も重要であるとされています。また、カリキュラムを踏まえた教育に対応できる教員の養成と質の向上が必要であるとまとめています。

さらに、進級率や国家試験合格率など、修学状況等の課題を有する大学が存在する状況を改善するため、大学では都合のよい情報だけではなく、これらの情報の適切な公表、薬学教育評価機構による第三者評価結果の効果的な活用等を行うべきとされています。

三点目は、国家試験に関してであり、定期的に合格基準・出題基準の見直しの検討を行うべきということや、国家試験の基礎科目は薬学共用試験のCBTの充実により軽減し、臨床に関する問題を中心とすることも検討すべきとされています。

続いて、「薬剤師の業務・資質向上」に関する提言には大きく分けて2つのポイントがあります。

一点目の薬局及び医療機関の薬剤師の業務については、対人業務の充実と対物業務の効率化のためには、薬剤師にしかできない業務に取り組むべきであり、それ以外の業務は機器の導入や薬剤師以外の者による対応を更に進めるため、医療安全の確保を前提に見直しを検討することが必要であるとされています。このような調剤業務に関しては本検討会で引き続き検討を行う予定です。また、電子処方箋や電子版お薬手帳等のICT化による情報共有、薬局・医療機関等の間での連携方策にも取り組むべきとされています。

二点目は卒後研修、生涯研修・専門性など、薬剤師の資質向上についての提言です。臨床実践能力の担保のためには、薬学教育での実習・学習に加えて、免許取得直後の臨床での研修が重要です。卒前の実務実習と卒後の研修で一貫した検討が必要であり、卒後の研修制度の実現に向けて、研修プログラムや実施体制等について検討すべきとされています。また、学会等で行われている薬剤師の専門性の認定に関しては、第三者による確認など、認定の質の確保について検討が望まれるとされています。

以上がとりまとめの概要となります。本とりまとめは広範な内容となっておりますが、これらの内容が適切に実施され、薬剤師が今後求められる役割を果たせるよう、厚生労働省として、薬学教育に関わる大学関係者、関係団体、文部科学省と連携しながら薬剤師の資質向上等について検討を進めてまいります。

例えば、免許取得後の対応としては、卒後の薬剤師に対し必要な知識及び技能の習得のための研修等を実施いただくよう支援する予算事業を本年度より行っています。専門性については、国民のニーズに応える薬剤師の専門性のあり方に関する調査研究を厚労科研費で行っています。

薬剤師の皆さまにおかれましても、薬剤師・薬局を取り巻く環境が大きく変化する中、この変化に対応し地域で活躍する薬剤師となるには何が必要かをぜひ考えながら、これまで以上に主体的かつ積極的に日々の業務や自己研鑽に取り組んでいただくことが重要であると考えています。

本とりまとめはホームページにて公開しておりますので、ぜひご確認いただければ幸いです。

また、最後にご紹介となりますが、来月 10 月 17 日（日）から 10 月 23 日（土）までの 1 週間は「薬と健康の週間」です。本週間は、医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を、国民の皆さまに周知することにより、国民の皆さまの保健衛生の維持向上に寄与することを目的としています。啓発用ポスターやパンフレットは、こちらもホームページにて公開しておりますので、地域住民の方への周知にぜひご活用ください。